

私学メンバーズカード会員特約（VISA・Mastercard）

第1条（本カードの名称と入会方法）

1. 本カードは日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という）とりそなカード株式会社（以下「当社」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「私学メンバーズカード」と称します。
2. 入会申込者は、本特約ならびにVisaカード&Mastercard会員規約（以下これらを総称し「本規約等」という）を承認のうえ、当社に入会を申込みものとします。
3. カードの会員（以下「会員」という）は、当社が本会員または家族会員として入会を認めた方とし、当社がカードを貸与します。
4. 会員と当社との間の本規約等に基づく契約（以下「本契約」という）は、当社が入会を承認したときに成立します。また、本契約は、会員が当社の会員資格を喪失したときに終了します。

第2条（本カードの利用）

1. 会員は、カードを私学事業団直営施設利用証として利用できます。
2. 会員は、Visaカード&Mastercard会員規約の適用により、当社が会員に対し提供するクレジット機能、キャンペーン特典、保険サービス、クレジットカードに付帯する各種サービス等を利用することができます。

第3条（本契約に不同意の場合）

当社は、会員または会員の予定者が、本契約に基づく契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本特約（変更後のものを含む）の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本契約の締結を断ることまたは当社で退会の手続きをとることができるものとします。

第4条（会員資格取消等）

1. 私学事業団は、会員がカードの会員資格を有するに不適格であると認めた場合は、何らの通知、催告を要しないでカードの会員資格を喪失させることができます。なお、本会員がカードの会員資格を喪失した場合は、その家族会員もカードの会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が第1項によりカードの会員資格を喪失した場合、当社は当該会員における当社の会員資格を取消することができるものとします。
3. 当社が会員の会員資格を取消した場合または会員が当社の会員を退会した場合は、カードの会員資格は当然に喪失するものとします。
4. 第1項または第3項に該当した場合には、会員は、私学事業団または当社の指示にしたがって、ただちにカードを当社に返却し、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第5条（本特約の変更、承認）

1. 本特約が変更され、変更内容を通知した後に会員がカードを利用したときは、会員は当該変更事項を承認したものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項についてはVisaカード&Mastercard会員規約が適用されるものとします。

私学メンバーズカード会員特約（JCB）

第1条（名称）

本カードは、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という）と株式会社ジェーシービーおよびりそなカード株式会社（以下株式会社ジェーシービーとりそなカード株式会社を併せて「両社」という）が提携して発行するもので「私学メンバーズカード」（以下「カード」という）と称します。

第2条（会員）

1. 本特約並びに別途両社の定める JCB CARD 規約・規定集を承認のうえ、両社に入会を申し込むものとしてします。
2. カードの会員（以下「会員」という）は、両社が本会員または家族会員として入会を認めた方とし、両社がカードを貸与します。
3. 会員と両社との間の本規約等に基づく契約（以下「本契約」という）は、両社が入会を承認したときに成立します。また、本契約は、会員が両社の会員資格を喪失したときに終了します。

第3条（本カードの利用）

1. 会員は、カードを私学事業団直営施設利用証として利用できます。
2. 会員は、JCB CARD 規約・規定集の適用により、両社が会員に対し提供するクレジット機能、キャンペーン特典、保険サービス、クレジットカードに付帯する各種サービス等を利用することができます。

第4条（本契約に不同意の場合）

両社は、会員および入会を申し込まれた方が、本契約に基づく契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本特約（変更後のものを含む）の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本契約の締結を断ることまたは両社で退会の手続きをとることができるものとします。

第5条（会員資格取消等）

1. 私学事業団は、会員がカードの会員資格を有するに不適格であると認めた場合は、何らの通知、催告を要しないでカードの会員資格を喪失させることができます。なお、本会員がカードの会員資格を喪失した場合は、その家族会員もカードの会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が第1項によりカードの会員資格を喪失した場合、両社は当該会員における両社の会員資格を取消することができるものとします。
3. 両社が会員の会員資格を取消した場合または会員が両社の会員を退会した場合は、カードの会員資格は当然に喪失するものとします。
4. 第1項または第3項に該当した場合には、会員は、私学事業団または両社の指示にしたがって、ただちにカードを両社に返却し、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第6条（本特約の変更、承認）

1. 本特約が変更され、変更内容を通知した後に会員がカードを利用したときは、会員は当該変更事項を承認したものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については JCB CARD 規約・規定集が適用されるものとします。